

高松市消防局地域衛星通信ネットワーク機器等更新業務委託

仕 様 書（案）

令和 7 年

高 松 市

－ 目 次 －

第1章 総則

1	目的	4
2	業務の概要	4
3	業務範囲	4
4	一般留意事項	4
5	諸法令の遵守	5

第2章 システム仕様

1	概要	7
2	構成	7
3	仕様	7
4	既設機器	13

第3章 設置業務

第1節 一般事項

1	作業工程表及び業務打ち合わせ	14
2	関係機関への手続き及び検査	14
3	機器納入仕様書	14
4	機器設置図面	14

第2節 機器設置要領

1	仕様機材の選定及び検査等	15
2	電源接続	15
3	保護及び危険防止	15
4	現場の管理	16

第3節 既設機器の撤去等

1	撤去の要領	16
2	撤去物品等について	17
3	受注者の引取り	17

第4節 試験・検査・検収

1	検査手順書の作成	18
2	動作試験	18
3	完成検査	18
4	完成図書	18

第5節 その他

1	定例会議	18
2	業務報告及び各種記録	18
3	保守	19
4	瑕疵担保	19
5	教育・講習	19
6	提出資料等	19
7	その他	20

別紙1 第3世代システム構成図

別紙2 主要機器一覧

別紙3 既設（第2世代システム）機器構成図

別記 個人情報保護特記事項

第1章 総 則

1 目的

本仕様書は、高松市消防局画像伝送システム（以下「画像伝送システム」という。）の一部である、地域衛星通信ネットワーク機器等の第3世代化更新整備業務の仕様について、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

本業務は、一般財団法人自治体衛星通信機構（以下「LASCOM」という。）が提供する地域衛星通信ネットワークの通信機器について、既設の第2世代システム（SCPC方式）から第3世代システム（TDMA方式）に更新整備するものである。

（1）業務名

高松市消防局地域衛星通信ネットワーク機器等更新業務委託

（2）履行期限

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

（3）履行場所

高松市番町一丁目8番15号 高松市防災合同庁舎

3 業務範囲

本業務の受注者は、本仕様書に基づき下記の業務を行い、画像伝送システムの正常稼働及びJアラート信号の良好な受信を確認し、発注者に引き渡すまでの作業一切を行うこと。

（1）機器の調達

（2）機器の設置

（3）設置機器の試験・調整

（4）各種申請手続き・検査

（5）機器の撤去

（6）発注者による検収検査・取扱講習対応

（7）その他付帯業務

4 一般的留意事項

業務に当たっては本装置による業務の重要性を勘案し、次の事項を十分に留意して行うこと。

（1）新旧のシステム移行については、既設機器を撤去したのち新設機器を設置するものの現行運用に与える影響が最小となるように留意すること。

(2) 本業務における機器の機能及び仕様は次に示す事項に準ずることを前提とする。

ア 消防局設備及び集約局設備 (LASCOM) との相互接続性確保など、技術的整合

イ 衛星管理団体及び LASCOM が定める技術基準等の準拠

ウ 発注者の要求や条件による技術的整合

参考 LASCOM 第 3 世代網機器標準規格書集

LASCOM 第 3 世代 1) 標準規格書 (IDU)

LASCOM 第 3 世代 2) 標準規格書 (映像機器)

LASCOM 第 3 世代 3) 標準規格書 (BUC/LNB)

LASCOM 第 3 世代 4) 標準規格書 (アンテナ)

LASCOM 第 3 世代 5) 標準規格書 (VSAT)

LASCOM 第 3 世代 6) 標準規格書 (VoIP)

(3) LASCOM 第 3 世代網接続作業にかかる工程については、LASCOM が実施する講習を受講し、「LASCOM 第 3 世代網接続施工管理者」として登録された技術者を適切に配置すること。

(4) 本業務における機器は、地震、津波、風水害及び雷害等の自然災害時においても設備の機能が十分に確保できるように設置すること。

(5) 本仕様書に明記されていない事項であっても、当然具備すべき機能と認められるものや発注者の運用に支障をきたす恐れがある場合は、受注者の責任範囲として実施すること。

5 諸法令等の遵守

受注者は、本業務の実施に当たり、本仕様書によるほか、下記の規定及び LASCOM の示す技術的条件に適合させること。

(1) 電波法及び同法関係法令

(2) 建築基準法及び同法関係法令

(3) 消防法及び関係法令

(4) 有線電気通信法及び同法関係法令

(5) 電気通信事業法及び同法関係法令

(6) 電気事業法及び同法関係法令

(7) 電波法関係審査基準 (総務省)

(8) 高松市が定める条例及び関係規則等

(9) 電気設備の技術基準の解釈 (経済産業省)

- (10) 日本産業規格（JIS）
- (11) 日本電気規格調査会標準規格（JEC）
- (12) 日本電気機械工業会標準規格（JEM）
- (13) 電子情報技術産業協会標準規格（JEITA）
- (14) 電池工業会規格（SBA）
- (15) 電気通信設備工事共通仕様書
- (16) LASCOM 第3世代システム運用・開設ガイドライン
- (17) LASCOM 第3世代システム機器標準規格書集関係文書
- (18) LASCOM 第3世代システム接続・設置手順書関連文書
- (19) その他本業務の実施にあたり必要な関連法令等

第2章 システム仕様

1 概要

地域衛星通信ネットワーク機器は、次項の表及び別紙2における機器から構成され、映像回線及び音声回線を構築するものである。

なお、既設システムで共用受信となっているJアラート信号は、別途、空中線を設けて個別受信とする。

2 構成

地域衛星通信ネットワーク機器の構成は、次のとおりとする。

なお、記載された機器構成は、機能を満足するための一つの方法であり、LASCOM標準規格書の範囲において、機能や仕様をほかの手段で満たすことを否定するものではない。

項	機器	数量	単位	備考
(1)	空中線機器 (LASCOM 用)			
ア	2.4m アンテナ装置	1	式	
イ	LNB	1	組	衛星信号受信変換装置
ウ	BUC	1	組	衛星信号送信変換装置
(2)	空中線機器 (J アラート用)			
ア	0.9m アンテナ装置	1	式	
イ	CS ブースター	1	組	
(3)	指令管制室機器 (庁舎4階)			
ア	IDU	2	組	変復調装置、予備含む
イ	VoIP ゲートウェイ	1	組	1台2回線収容
ウ	STB	1	組	セットトップボックス
エ	IP 映像送出用エンコーダ	1	組	
オ	L2SW	1	台	L2 スイッチ
カ	HDMI/SDI 変換器	1	組	
キ	第3世代設定用端末	1	式	
ク	消防一斉受令端末	1	式	帯域制限装置等含む

3 仕様

(1) 空中線機器 (LASCOM 用)

ア アンテナ装置

(ア) 機能

衛星通信に使用するパラボラアンテナとし、アンテナ反射鏡部、支持構造部等から構成されること。

(イ) 仕様

a 形式

オフセットパラボラアンテナ

b 反射鏡有効開口

直径 2.4m 相当

c 周波数帯域

送信 14.00GHz～14.5GHz

受信 12.25GHz～12.75GHz

d 偏波

直交直線偏波

e アンテナ利得

送信 48.8dBi @ 14.25GHz

受信 47.7dBi @ 12.5GHz

f 交差偏波識別度

32dB 以上

g 空中線可動範囲

方位角 360°、仰角 30°～60°の可動範囲を有する据え付け調整機構を有し、静止軌道に位置する衛星に指向できること。

h その他

(a) 耐風速

運用可能風速 30.0m/s

非破壊風速 60.0m/s

(b) 空中線支持部に亜鉛メッキ JIS H8641 HDZT56 相当の処置を行うこと。

(c) 仕様の細部は LASCOR 第 3 世代網機器標準規格書 (アンテナ) に準ずること。

イ LNB (衛星信号受信変換装置)

(ア) 機能

IF 帯信号と 14/12GHz 帯信号の周波数変換を行う装置であり、屋外のアンテナ近傍又はアンテナに取り付けた形で具備し、IDU から電源供給されること。

(イ) 仕様

仕様は LASCOR 第 3 世代網機器標準規格書 (LNB) に準ずること。

ウ BUC（衛星信号送信変換装置）

（ア） 機能

IF 帯信号と 14/12GHz 帯信号の周波数変換及び送信電力の増幅を行う装置であり、屋外のアンテナ近傍又はアンテナに取り付けた形で具備し、IDU から電源供給されること。

（イ） 仕様

a 飽和出力

12W 定格

b 仕様の細部は LASC0M 第 3 世代網機器標準規格書（BUC）に準ずること。

（2） 空中線機器（Jアラート用）

ア アンテナ装置

（ア） 機能

発注者が指示する庁舎屋上の架台に設置して、庁舎 4 階通信機器室の既設 CS ブースターに接続し、庁舎 3 階の既設 Jアラート受信器が、正常に Jアラート信号を受信できること。

（イ） 仕様

a 形式

オフセットパラボラアンテナ

b 反射鏡有効開口

直径 0.9m 相当

c 周波数帯域

受信 12.20GHz～12.75GHz

d 偏波面

送受信直交直線偏波

e アンテナ利得

受信 39.8dB 相当

f アンテナ指向特性（ビーム半値幅）

受信 0.710°

g 交差偏波識別度

30dB 以上

h 空中線可動範囲

方位角 360°、仰角 10°～90°の可動範囲を有する据え付け調整機構を有し、静止軌道に位置する衛星に指向できること。

i その他

(a) 耐風速

運用可能風速 22.2m/s

非破壊風速 55.6m/s

(b) 空中線支持部に亜鉛メッキ JIS H8641 HDZT56 相当の処置を行うこと。

イ CS ブースター

電波を増幅させ安定した受信を行うもの。

状況に応じて必要な対策を行うこと。

(3) 指令管制室機器

指令管制室機器の設置場所については、発注者が指示する場所に設置するものとし、十分な強度を有するラックを備えること。

ア IDU (LASCOM 指定機器)

(ア) 機能

本装置は、屋内の適切な場所に設置され、同軸ケーブルにより送受信変換装置 (BUC/LNB) と接続されるとともに、LAN ケーブルによりスイッチ等のネットワーク機器と接続され、LASCOM 集約局のハブ装置による監視、装置制御、経路制御等によりユーザ局として必要な機能、性能が得られるものであること。

(イ) 仕様

LASCOM 第3世代網機器標準規格書 (IDU) に規定される、県庁局、消防庁局、市町村局等 VSAT 用標準 IDU とする。

イ VoIP ゲートウェイ (LASCOM 指定機器)

(ア) 機能

従来型電話網と IP ネットワークの境界に設置して、アナログ音声とデジタルデータを相互変換、電話番号と IP アドレスの対応付けを行い発呼や切断などの制御が行えること。なお、既設 PBX と接続し、既設電話機による音声通話及び既設 F A X による送受信環境 (2 回線) を構築すること。

(イ) 仕様

LASCOM 第3世代網機器標準規格書 (VoIP 機器) に規定される機器で、前項の機能を満たすものとする。

ウ STB (セットトップボックス) (LASCOM 指定機器)

(ア) 機能

映像データを受信し、既設マトリクススイッチャを介して既設映像表示設備に映像を表示することができること。また、第3世代設定用端末にインストールして使用するソフトウェア (EPG ツール) を用いて視聴対象の

選択操作ができること。

(イ) 仕様

LASCOM 第3世代網機器標準規格書（映像機器）に準ずること。

エ IP 映像送出用エンコーダ（LASCOM 指定機器）

(ア) 機能

既設マトリクススイッチャからの映像データを変換し送出することができること。

(イ) 仕様

LASCOM 第3世代網機器標準規格書（映像機器）に準ずること。

オ L2SW

(ア) 機能

IDU 装置と VoIP 装置、STB、IP 映像送出用エンコーダ及び第3世代設定用端末等を接続する機能を有すること。

(イ) 型式・仕様

8ポート以上 10/100/1000Mbps

カ HDMI/SDI 変換器

機能・仕様

STB から出力される HDMI を、既設マトリクススイッチャの入力端子及び入力信号に適合させるため SDI に変換するもの。

キ 第3世代設定用端末

(ア) 機能

地域衛星通信ネットワーク第3世代システムの各機器の設定及び試験操作が行えること。EPG ツールにより、チャンネル切替え、視聴予約などの STB 操作が行えること。

(イ) 型式

デスクトップ型パソコン

(ウ) 仕様

a	OS	Windows11 Professional 相当
b	CPU	インテル Core i3 相当以上
c	メモリ	8GB 以上
d	ハードディスクドライブ	200GB 以上
e	DVD ドライブ	マルチドライブ
f	インターフェイス	10BASE-T/100BASE-TX 1ポート以上
g	マウス	レーザー式

- | | |
|----------|--------------------------|
| h キーボード | 日本語 108 レイアウト相当 |
| i 音声出力 | 音声再生用のスピーカを備えること。 |
| j ディスプレイ | 液晶サイズ 23 インチ以上 |
| k 運用 | 常時運用(24 時間 365 日)が可能なこと。 |

ク 消防一斉受令端末

(ア) 機能

消防庁からの、データファイル化された音声・FAX・各種データ等指令情報を受信し、警告灯等を動作させ、FAX については自動的にプリンタにおいて印刷し、音声・各種データについては受令端末のモニター画面にデータ着信を表示させ、着信及び指令情報の内容を確認した場合、その旨消防庁側指令設備に返信する機能を有するもの。

(イ) 構成

本装置の機器構成は以下のとおりとする。

- a 帯域制限装置×1 台
- b 受令装置×1 台
- c 液晶ディスプレイ×1 台
- d プリンタ×1 台
- e 警告灯×1 台

(ウ) 型式・仕様

a 帯域制限装置

(a) WAN ポート（衛星通信回線側）

10/100BASE-T×1 ポート以上

(b) LAN ポート（受令装置側）

10/100BASE-T×3 ポート以上（一斉受令端末、プリンタ、警告灯を接続し、一斉指令端末からの信号によりプリンタ、警告灯を起動させる。）

(c) 帯域制限

LAN ポート側から WAN ポート側への出力信号が 128kbps 程度に制限するよう設定すること。

(d) その他

NAT、VPN、サブネット分割の機能は使用しないこと。

b 受令装置

(a) 型式

デスクトップ型パソコン

(b) OS

Windows11 バージョン 22H2

(c)	CPU	インテル Core i3 相当以上
(d)	メモリ	8GB 以上
(e)	ハードディスクドライブ	200GB 以上
(f)	DVD ドライブ	マルチドライブ
(g)	インタフェース	10/100BASE-T 1 ポート以上
(h)	マウス	レーザー式
(i)	キーボード	日本語 108 レイアウト相当
(j)	音声出力	音声一斉データ再生用のスピーカを備えること。
(k)	運用	常時運用(24 時間 365 日)が可能なこと。
(l)	その他	Windows メディアプレイヤーを実装すること。
c	液晶ディスプレイ	
(a)	画面サイズ	23 インチ以上
(b)	最高解像度	1920×1080 以上
d	プリンタ	
(a)	印刷方式	モノクロ、レーザー方式
(b)	用紙サイズ	A4
(c)	解像度	600dpi 相当以上
(d)	LAN インタフェース	10/100BASE-T×1 ポート以上
e	警告灯	
(a)	LAN インタフェース	10/100BASE-T×1 ポート以上
(b)	LED 表示灯色	赤、黄、緑(三色灯一体型)
(c)	ブザー部	2 音色以上
(d)	対応可能製品	(株) パトライト製ネットワーク 監視表示灯：NHV4-3-RYG/NHV6-3-RYG シリーズ

4 既設機器

既設第 2 世代システムの機器構成を別紙 2、別紙 3 に示す。

第3章 設置業務

第1節 一般事項

1 作業工程表及び業務打合せ

(1) 受注者は、業務着手前に全体工程表を発注者に提出し承諾を得るものとする。
また、変更をする場合も同様とする。

(2) 次に示す各事項及び業務完成に必要な諸事項については、十分な打合せを行い、その結果を議事録にして提出し、発注者の承諾を得た上で関係者に周知徹底させること。

ア 業務仕様・業務設計・各種図面

イ 業務工程（撤去を含む。）

ウ 業務立会い、検査

エ 緊急連絡者及び連絡先

オ その他発注者が指示するもの

2 関係機関への手続き及び検査

(1) 本業務に必要な関係機関への調整並びに事業会社に対する申請等の手続きは、発注者の指示の下、受注者の責任において行うこと。

(2) 上記の申請等に委任状が必要な場合は、その都度、発注者に申し出てその交付を受けること。

(3) 前項の申請に伴い発注者の立会い又は同行を必要とする時には、あらかじめ発注者に連絡し、発注者の指示を得ること。

(4) 申請等の際は、その控えを発注者に提出すること。

(5) 申請等に要する書類の作成及び申請手続きや申請費用、検査費用等、これらの業務に伴う諸費用は、全て受注者の負担とする。

3 機器納入仕様書

受注者は、機器（製作機器を含む。）の納入において、本仕様書に基づく納入仕様書を提出して発注者の承諾を得るものとする。

なお、機器選定において、LASCOM 第3世代網機器標準規格書集に準ずる場合は、最新版に準じて選定すること。

4 機器設置図面

本業務に先立ち、必要な現場取付図、組立図、施工図、詳細図又は発注者の指示する図面及び強度計算書等は遅滞なく提出し、発注者の承諾を得た上で機器設置す

ること。

第2節 機器設置要領

1 使用機材の選定及び検査等

- (1) 使用する機材は、原則として LASCOR の指定する機器と接続できることを前提とし、IDU（変復調装置）、VoIP ゲートウェイ、STB（セットトップボックス）、IP 映像送出用エンコーダにおいては瑕疵期間を 10 年として故障時の機器交換は先出センドバック方式とすること。
- (2) 本業務に使用する機材の選定については発注者の確認を得るものとする。
- (3) 使用機器について発注者が要求する場合は、必要に応じてあらかじめ見本又は製作図あるいは現場見取図等を提出して確認を得ること。
- (4) 検査又は試験は日本産業規格 (JIS) を標準とし、これらの規格にないものは、本仕様書の当該事項及び発注者の指示によること。
- (5) 機器設置後の検査実施が困難な業務及び発注者の指示するものは、必要に応じて随時発注者の立会い検査を受けること。
- (6) 検査及び試験に要する人員及び測定器類は、全て受注者で準備すること。

2 電源接続

- (1) 電源接続については、電気設備基準等に適合した要領で実施すること。
- (2) 各機器の電源は、庁舎 4 階通信機器室に既設の無停電電源装置が適切に機能するよう接続を行うこと。

3 保護及び危険防止

- (1) 本業務に際し、建物、その他に損傷を与えないよう必要に応じて適切な保護、養生を行うものとし、損傷を与えた場合は発注者へ直ちに報告を行い、指示に従い速やかに復旧させること。
- (2) 本業務に際し、隣接工作物や通行人等に対して損害を与えないよう必要な保護設備等の設置を計画し、発注者の監督職員及び関係機関の指示の下、円滑な業務を実施すること。
- (3) 本業務中に危険の恐れのある場所には、囲い等の他、適切な保護施設を備え、夜間は適切な照明等を施すこと。
- (4) 受注者は、常に安全確保に細心の注意を払い、人身災害の絶無を期さなければならない。
- (5) 危険を伴う作業に対してはその都度適切な危険防止施設を施し、作業員が不

安なく就業できるようにしなければならない。万が一事故が発生した場合は速やかに必要な応急処置を行うとともに直ちに発注者に報告し、その指示を受け対応すること。

(6) 上記の処置に問題が起こった場合は、受注者の責任で対処すること。

4 現場の管理

(1) 現場の管理は、労働基準法、労働安全衛生規則その他関係法規に従って遺漏なく行うこと。

(2) 発注者は、業務上、既設設備、建物、各個所の構造、環境、習慣によって作業の指示を行う場合があるが、必要な設置技術、設置設計等については受注者の責任において管理すること。

(3) 受注者は、発注者の指示があった場合は業務に従事する作業員の氏名、年齢を届け出ること。

(4) 作業員は、その所属を容易に判別できる標識やネームプレート等を常時付けていること。

(5) 作業員は、十分な知識、技能を有し熟練したものでなければならない。特に資格を必要とする作業については有資格者が実施すること。

(6) 現場及び仮設建物における火気については、十分な注意を払い、火気を使用する場合は消火器その他適切な設備を準備すること。

(7) 発注者の指定する場所以外においては、絶対に火気を使用しないこと。

(8) 発注者は、業務の実施において作業場所、作業時間並びに作業工具機器等について制限又は使用を禁ずる場合がある。

(9) 現場事務所を設置する場合は、高松市防災合同庁舎敷地内もしくは庁舎内のうち、発注者の指定する場所を利用することができる。

(10) 業務上必要な光熱水費については、発注者の負担とする。ただし、節約に努めること。

(11) 石綿含有建材の事前調査を行い、石綿事前調査結果報告システムに登録を行うこと。

第3節 既設機器の撤去等

1 撤去の要領

(1) 本業務に当たり既設機器の撤去後に新設機器を設置することを前提とするものとし、撤去に当たっては、その細部を発注者に確認するものとする。

(2) 既設第2世代システム機器の内、第3世代システムに不必要な機器は撤去す

るものとし、撤去後に新設機器の設置を行わない箇所については、発注者と調整の上、原状回復を行うこと。

2 撤去物品等について

撤去物品等については、高松市防災合同庁舎内若しくは敷地内の発注者が指定した場所に、出来る限り分別し仮置きするものとする。庁舎からの運搬及び処分については、発注者が行うものとする。

なお、受注者は、物品の撤去について、発注者が別途発注する廃棄物の運搬等を行う業者と必要に応じて日程等の調整を行い、撤去物品等が円滑に処分できるよう協力するものとする。

3 受注者の引取り

新規設置物品を納入した際の梱包材やパレットについては、受注者が引き取るものとする。なお、当該梱包材やパレットを廃棄する場合には、受注者の責任において適正に処理すること。

第4節 試験・検査・検収

1 検査手順書の作成

試験・検査及び検収においては、事前に検査手順書を発注者に提出して承諾を受けるものとする。

2 動作試験

- (1) 試験に先立ち、必要とする情報を LASCOM に提出すること。
- (2) 網接続・動作試験は、LASCOM が定める所定の手順により、LASCOM 集約局の指示の下で実施すること。

参考 LASCOM 第3世代システム接続・設置手順書

LASCOM 第3世代 網接続・動作試験手順書

LASCOM 第3世代 映像機器設置手順書（エンコーダの設置）

LASCOM 第3世代 映像機器設置手順書（STB の設置）

LASCOM 第3世代 映像機器設置手順書（EPG ツールの導入）

LASCOM 第3世代 地球局におけるレベルダイヤ設定時の留意点

3 完成検査

- (1) 各検査は単体検査及び総合検査に分けて行う。
- (2) 地域通信衛星ネットワーク機器の総合試験調整後に業務完成検査を行う。
- (3) 受注者は、業務完成引き渡し以前に仮設物、諸機械等の一切を撤去し、場外に搬出し、後片付け等も完了させた後に検査を受け、検査合格後に引き渡しをすること。

4 完成図書

受注者は、引き渡しに際し、完成図、完成写真、納入機器一覧、機器製作図、取扱説明書、試験成績書等発注者の指示するものを2部のほか電子記憶媒体（CD-R 又は DVD-R）にて保存し（ウィルスチェックを済ませたもの）提出すること。

第5節 その他

1 定例会議

業務を適正かつ円滑に行うために、発注者と受注者は原則月一回を基準に打ち合わせを行い、適宜両者の求めにより打ち合わせを行うものとする。

2 業務報告及び各種記録

- (1) 本業務の進捗状況を示す各記録その他を発注者の指示に従い提出すること。
- (2) 必要に応じて写真撮影等により状況を明らかにした記録を行うこと。

3 保守

設置後 1 年間を経た後の保守の体制や保守方式など、画像伝送システムの良好かつ適正な価格での運用を維持するための方策についての提言すること。

4 瑕疵担保

本仕様書に基づき納入した全てについて、完了検査合格後 1 年以内に設計及び構造上の原因により生じた障害は、受注者において無償で修理すること。ただし、この期間を過ぎた後においても、受注者の瑕疵によるものと明らかに認められるものは、無償にて修理等を行うこと。

5 教育・講習

- (1) 受注者は現場据付が完了し、設置検査完了後に現地での機器取り扱い及び運用上の注意事項を含めた講習を必要により行うこと。
- (2) 本講習は、この画像伝送システム全体及び主要な機器の取り扱い方法等を説明した資料を作成の上行うこと。

6 提出資料等

受注者は本業務に当たって、契約書に記載されているもの以外に次の書類を作成し、2 部のほか電子記憶媒体（CD-R 又は DVD-R）にて保存し（ウイルスチェックを済ませたもの）発注者に提出すること。

- (1) 契約締結後速やかに提出する書類等
 - ア 全体工程表
 - イ 体制表
- (2) 作業開始前に提出する書類等
 - ア 納入仕様書又は承認図
 - (ア) 構成図
 - (イ) 機器仕様
 - (ウ) 設置方法
 - (エ) 必要な添付図及び資料
 - イ 機器設置計画書（新旧画像伝送システムの移行計画を含む。）
 - ウ 各関係機関への提出書類

エ 機器設置工程表

(3) 設置及び調整作業前に提出する書類等

ア 作業従事者名簿

イ 作業体制表

ウ 作業工程表

エ 設置図面

オ その他、作業に際し必要な書類

(4) 完成時に提出を必要とする書類等

ア 完成図

イ 完成写真

ウ 納入機器一覧

エ 機器製作図

オ 取扱説明書（操作・保守の簡易マニュアルを含む）

カ 試験成績書

7 その他

- (1) 本仕様書に疑義がある場合は、発注者に質問し、その指示を受けること。
- (2) 本仕様書に定めなき事項については、発注者と協議の上、解決するものとする。
- (3) 受注者は、本業務を処理するに際し、個人情報を取り扱う場合には別記「個人情報保護特記事項」を遵守すること。